

平成24年第4回川崎市議会定例会

提出議案資料

議案第259号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【まちづくり局】

目 次

議案第259号

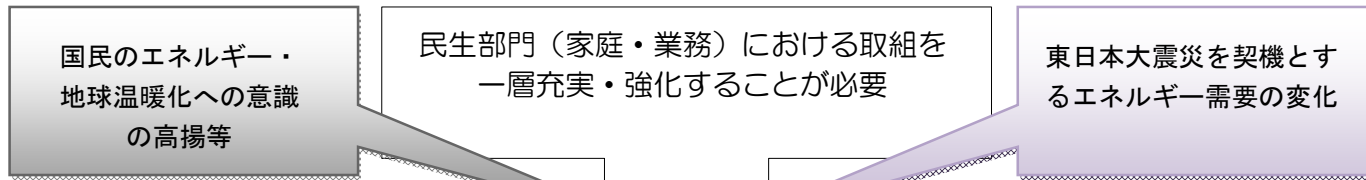
【川崎市手数料条例の一部を改正する条例（以下「川崎市手数料条例」という。）】

- 概要資料
 - ・ 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく
低炭素建築物の認定等について…………… 1

- 川崎市手数料条例 新旧対照表…………… 3

- 参考資料
 - ・ 川崎市手数料条例（抄）（現行）…………… 9
 - ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律（抄）…………… 12
 - ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（抄）…………… 15
 - ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（抄）…………… 17
 - ・ 建築基準法（抄）…………… 18

1. 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進について(国の考え方)



住宅・建築物のゼロエネルギー化の実現の推進	
法律	市町村による低炭素化のまちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のため、「都市の低炭素化の促進に関する法律」を制定
税制	低炭素化に資する建築物の取得を促進(所得税、登録免許税について一般特例の更なる軽減措置)
予算	・住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 ・建築物省エネ改修推進事業 ・住宅・建築物省CO2先導事業

2. 都市の低炭素化の促進に関する法律 (H24.9.5 公布 H24.12.4 施行)

法律の概要

- 基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)
都市の低炭素化は国を挙げて全国的な規模で取り組むべき課題であり、そのための施策全般の基本的な方向性については、国において示すことが必要であるとの趣旨から、以下の内容を盛り込んだ「基本方針」を国が策定することとしている。
- 都市の低炭素化の意義及び目標に関する事項
- 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
- 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項 等
- 低炭素まちづくり計画の作成(市町村)
市町村は、都市の低炭素化に向けた取組を後押しし、また、民間投資を促進するため、市町村が目指すビジョンや具体的な取組を示す低炭素まちづくり計画を作成できる。
- 低炭素建築物の認定
市街化区域等内において、建築主は低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができ、認定を受けた場合には、一定の容積率緩和、税制優遇を受けることができる。

特例措置

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】	
居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)
H24年	400万円 (一般300万円)
H25年	300万円 (一般200万円)
【容積率の不算入】 低炭素化に資する設備(蓄電池、蓄熱槽等)について通常の建築物の床面積を超える部分(1/20)	
	登録免許税率引き下げ
保存登記	0.1% (一般0.15%)
移転登記	0.1% (一般0.3%)

○都市機能の集約化
・病院、福祉施設、共同住宅等の集約整備
・歩いて暮らせるまちづくり
・民間等による集約駐車施設の整備

○公共交通機関の利用促進等
・バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
・自動車に関するCO2の排出抑制

○建築物の低炭素化
・民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

○緑・エネルギーの面的管理・利用の促進
・NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
・未利用下水熱の活用
・都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置

国の動向を注視しながら検討を行う

12月4日から認定業務開始

3. 低炭素建築物の認定業務について

1. 低炭素建築物の認定とは
建築主は、市街化区域等内において二酸化炭素の排出抑制のための措置が講じられた建築物の新築等をしようとする際は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2. 認定基準について
低炭素建築物新築等計画は以下に示す基準に適合していなければならない。

項目	概要
1. 基本方針	法第3条第1項に基づく都市の低炭素化に関する基本的な方針に適切なものであること。
2. 定量的評価項目	省エネ法に基づく省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量の削減率が10%以上であること。また、断熱性能について省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
3. 選択的項目(8項目のうち2項目)	①節水対策等、②エネルギーマネジメント等、③ヒートアイランドまたは④建築物(躯体)の低炭素化等の低炭素化に資する措置を一定以上講じていること。
4. 資金計画	低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するために適切なものであること。

2. 定量的評価項目

○省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)の削減率が10%以上となること。

省エネ法の省エネ基準 低炭素基準 10%

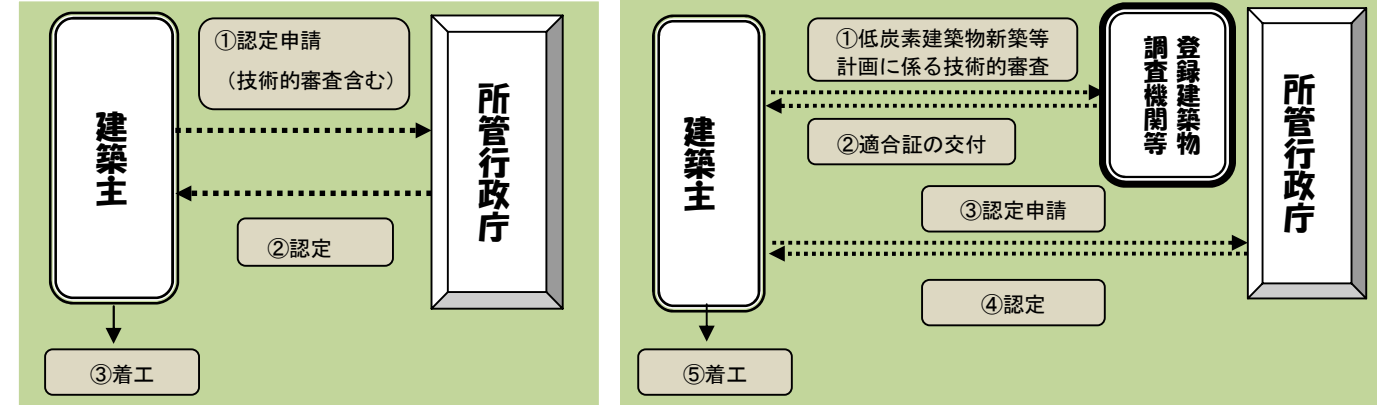
※省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

3. 選択的項目

省エネルギー性に関する基準では考慮されない、以下①～④に掲げる低炭素化に資する措置等8項目のうち、2項目について選択すること。

- ①節水対策等(2項目)
・節水機器の設置
・雨水・雑排水等の利用設備
- ②エネルギーマネジメント等(2項目)
・HEMS・BEMSの設置
・太陽光等の再生可能エネルギーを利用した発電設備等の設置
- ③ヒートアイランド対策(1項目)
・一定のヒートアイランド対策措置
- ④建築物(躯体)の低炭素化等(3項目)
・住宅の劣化軽減措置
・木造住宅若しくは木造建築物
・高炉セメント等を構造耐力上主要な部分に使用

3. 認定手続きの流れ
建築主は、低炭素建築物新築等計画を作成し所管行政庁の認定を申請することができる。所管行政庁は、当該計画が基準に適合すると認めるときは、当該認定をすることができる。なお、認定申請に先立って、登録建築物調査機関等の技術的審査を受け申請することができる。



4. 要綱について
認定の事務に関する必要な事項を要綱で定める必要があることから、法施行と同日で要綱を定めることとした。
○申請図書・報告の徴収・認定等の証明・様式等

4. 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料（案）【一部抜粋】

- 認定の申請に係る手数料については、地方自治法に基づき、地方公共団体の事務で特定の者のためとするものにつき、徴収することができることとされており、国が提示した「認定業務に係る所要時間」を参考に認定申請手数料を徴収する。
- 申請の対象は、「住戸のみ」の場合と「建築物全体」の場合と大きく2つに分かれている。また、申請後の認定の対象は、『住戸のみの認定』『建築物全体(棟)の認定』と分かれており、『建築物全体(棟)の認定』のうち共同住宅や住宅を含む複合建築物の場合には、両方の認定をとることも可能である。

(1) 住戸のみの認定の場合

ア 一戸建て住宅

区分	建築主が川崎市に直接申請する場合	建築主が川崎市への申請前に「登録建築物調査機関等」の技術的審査の適合証を受けた場合
1戸	34,000円	4,900円

イ 共同住宅等の住戸

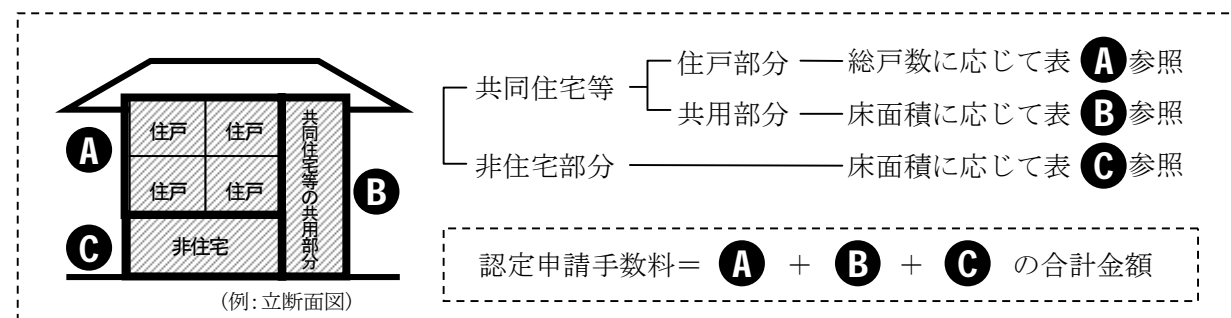
共同住宅等の住戸を認定する場合、認定申請手数料は同時に申請する住戸の総数の区分に応じて次の金額となる。

区分	建築主が川崎市に直接申請する場合	建築主が川崎市への申請前に「登録建築物調査機関等」の技術的審査の適合証を受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2～5戸	69,000円	9,600円
6～10戸	97,000円	16,000円

※その他の区分：「11～25戸」「26～50戸」「51～100戸」「101～200戸」「201～300戸」「301戸以上」

(2) 建築物全体の認定の場合

建築物全体の認定の場合、認定申請手数料は共同住宅等の住宅部分の総戸数と、共同住宅等の共用部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。



A 住宅部分 住戸の総数に応じて次の表から金額を算出。

区分	建築主が川崎市に直接申請する場合	建築主が川崎市への申請前に「登録建築物調査機関等」の技術的審査の適合証を受けた場合
1戸	34,000円	4,900円
2～5戸	69,000円	9,600円
6～10戸	97,000円	16,000円

※その他の区分：「11～25戸」「26～50戸」「51～100戸」「101～200戸」「201～300戸」「301戸以上」

B 共同住宅等の共用部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

区分	建築主が川崎市に直接申請する場合	建築主が川崎市への申請前に「登録建築物調査機関等」の技術的審査の適合証を受けた場合
300㎡以下	110,000円	9,600円
300㎡を超え2,000㎡以下	180,000円	27,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以下	280,000円	81,000円

※その他の区分：「5,000㎡を超え10,000㎡以下」「10,000㎡を超え25,000㎡以下」「25,000㎡を超えるもの」

C 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

区分	建築主が川崎市に直接申請する場合	建築主が川崎市への申請前に「登録建築物調査機関等」の技術的審査の適合証を受けた場合
300㎡以下	240,000円	9,600円
300㎡を超え2,000㎡以下	380,000円	27,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以下	550,000円	81,000円

※その他の区分：「5,000㎡を超え10,000㎡以下」「10,000㎡を超え25,000㎡以下」「25,000㎡を超えるもの」

(3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定手数料 認定申請手数料の半額

(4) 建築確認申請を併せて行う場合の手数料

建築確認申請を併せて行う場合は、原則として1件につき(1)～(3)により算出した額に、建築確認申請に係る既往の合計額を加えた額とする。

神奈川県内では、近接する市町村で手数料のばらつきを生じないようにするため、神奈川県下の所管行政庁で協議した上で、統一した額を決定。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>第2条 (1)～(237) 略 (238) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (以下略)</p> <p>(244) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</u> ア <u>認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（第246号において「登録建築物調査機関等」</u></p>	<p>第2条 (1)～(237) 略 (238) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査 ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（<u>第240号アにおいて「登録住宅性能評価機関」という。</u>）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） (以下略)</p>

改正後	改正前
<p>という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び第246号において同じ。)</p> <p>1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 (人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。)</p> <p>次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分 (人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。)</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分 (住宅部分及び共用部分以外の部分を用いる。以下この号において同じ。)</p> <p>次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p>	

改正後	改正前
(b) <u>非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 27,000円	
(c) <u>非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 81,000円	
(d) <u>非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 130,000円	
(e) <u>非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> 160,000円	
(f) <u>非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</u> 200,000円	
イ ア以外の場合	
(ア) <u>一戸建ての住宅</u> 1件につき 34,000円	
(イ) <u>(ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</u>	
a <u>住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u>	
(a) <u>1戸</u> 34,000円	
(b) <u>2戸以上5戸以下</u> 69,000円	
(c) <u>6戸以上10戸以下</u> 97,000円	
(d) <u>11戸以上25戸以下</u> 140,000円	
(e) <u>26戸以上50戸以下</u> 200,000円	
(f) <u>51戸以上100戸以下</u> 280,000円	
(g) <u>101戸以上200戸以下</u> 380,000円	
(h) <u>201戸以上300戸以下</u> 500,000円	
(i) <u>301戸以上</u> 590,000円	
b <u>共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u>	
(a) <u>共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u> 110,000円	
(b) <u>共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u> 180,000円	
(c) <u>共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> 280,000円	
(d) <u>共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> 360,000円	
(e) <u>共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u> 430,000円	

改正後	改正前
<p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円</p>	
<p>(245) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額</p> <p>(ア) 第182号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第187号に規定する額を加えた額。以下この号及び第247号イにおいて同じ。）</p> <p>(イ) 1 要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法による場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 166,800円</p> <p>(b) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 222,450円</p> <p>(c) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 255,000円</p> <p>(d) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 336,900円</p>	

改正後	改正前
<p>(e) <u>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 619,350円</u></p> <p>b <u>要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる場合 次に掲げる要判定建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p>(a) <u>床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 115,350円</u></p> <p>(b) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 143,700円</u></p> <p>(c) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 157,350円</u></p> <p>(d) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 199,350円</u></p> <p>(e) <u>床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 337,950円</u></p> <p>イ ア以外のとき。 1件につき 前号の規定により算定した額に第182号に規定する額又は第187号に規定する額を加えた額</p> <p>(246) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</u></p> <p>ア <u>変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</u></p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</u></p> <p>(イ) <u>(ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>a <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第244号ア（イ）の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>b <u>認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第244号ア（イ）の規定により算定した額</u></p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) <u>一戸建ての住宅 1件につき 17,000円</u></p> <p>(イ) <u>(ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</u></p> <p>a <u>認定済計画に係る建築物の部分について第24</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>4号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第244号イ(イ)の規定により算定した額</u></p> <p><u>(247) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第55条第1項の規定に基づく変更認定申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 確認申請書に係る建築物の計画に要判定建築物が含まれるとき。1件につき 前号の規定により算定した額に第245号アに規定する額を加えた額</u></p> <p><u>イ ア以外のとき。1件につき 前号の規定により算定した額に第182号に規定する額又は第187号に規定する額を加えた額</u></p> <p><u>(248)～(266) 略</u></p> <p>第2条の2 略</p> <p>第3条、第4条 略</p> <p>第5条 第2条第264号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第6条、第7条 略</p> <p>第8条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、第2条第183号、第239号ア、第241号ア、<u>第245号ア、第247号ア及び第248号</u>の手数料は、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第9条 略</p>	<p><u>(244)～(262) 略</u></p> <p>第2条の2 略</p> <p>第3条、第4条 略</p> <p>第5条 第2条第260号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。</p> <p>第6条、第7条 略</p> <p>第8条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。ただし、第2条第183号、第239号ア、<u>第241号ア及び第244号</u>の手数料は、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>第9条 略</p>

■川崎市手数料条例（抄）

昭和25年3月29日
条例第6号

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する手数料は、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。

(1) ～(181) 略

(182) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 1件につき 10,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 1件につき 18,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 1件につき 28,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 1件につき 36,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき 93,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき 160,000円

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき 280,000円

ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1件につき 370,000円

コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 1件につき 460,000円

サ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 1件につき 900,000円

床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じて定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積)

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

(183) ～(186) 略

(187) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア 建築設備又は工作物（以下「建築設備等」という。）を設置し、又は築造する場合（イに掲げる場合を除く。）

（ア） 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 17,000円

（イ） 小荷物専用昇降機 1件につき 8,000円

（ウ） 工作物 1件につき 15,000円

イ 確認を受けた建築設備等の計画の変更をして建築設備等を設置し、又は築造する場合

（ア） 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1件につき 10,000円

（イ） 小荷物専用昇降機 1件につき 5,000円

（ウ） 工作物 1件につき 9,000円

(188) ～(237) 略

(238) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査

ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第240号アにおいて「登録住宅性能評価機関」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合

1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（以下略）

(239) 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査

ア 確認申請書に係る計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を行う建築物又は建築物の部分（以下「要判定建築物」という。）が含まれる場合

1件につき 前号の規定により算定した額に次に規定する額の合計額を加えた額

（ア） 第182号に規定する額（確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に昇降機1基につき第187号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額）

（イ） 1要判定建築物につき次に掲げる要判定建築物に係る構造計算の方法及び要判定建築物の区分に応じ次に規定する額

a 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣が定めた方法によるとき。

（a） 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 166,800円

（b） 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の要判定建築物 222,450円

（c） 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の要判定建築物 255,000円

（d） 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の要判定建築物 336,900円

（e） 床面積の合計が50,000平方メートルを超える要判定建築物 619,350円

b 要判定建築物に係る構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるとき。

（a） 床面積の合計が1,000平方メートル以内の要判定建築物 115,350円

- (b) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の要判定建築物 143,700 円
- (c) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内の要判定建築物 157,350 円
- (d) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内の要判定建築物 199,350 円
- (e) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超える要判定建築物 337,950 円

イ ア以外の場合

1 件につき 前号の規定により算定した額に第 182 号に規定する額（第 187 号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第 87 条の 2 の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第 182 号に規定する額に昇降機 1 基につき第 187 号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第 241 号イにおいて同じ。）を加えた額

(240) ～ (262) 略

第 2 条の 2 ～ 第 4 条 略

第 5 条 第 2 条第 260 号のその他の公文書又は図面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を要するもの及び同条の規定により難いものについては、その実費に相当する手数料を徴収することができる。

第 6 条～第 7 条 略

第 8 条 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しの場合においても、これを還付しない。

ただし、第 2 条第 183 号、第 239 号ア、第 241 号ア及び第 244 号の手数料は、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定が行われなかったときは、その全部又は一部を還付することができる。

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

(以下略)

■都市の低炭素化の促進に関する法律（抄）

平成24年9月5日
法律第84号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「都市の低炭素化」とは、都市における社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の排出を抑制し、並びにその吸収作用を保全し、及び強化することをいう。

- 2 この法律において「低炭素まちづくり計画」とは、市町村が作成する都市の低炭素化を促進するためのまちづくりに関する計画であって、第七条の規定により作成されたものをいう。
- 3 この法律において「低炭素建築物」とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物であって、第五十四条第一項の認定を受けた第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの）に基づき新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修が行われ、又は行われたものをいう。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市の低炭素化の促進の意義及び目標に関する事項
 - 二 都市の低炭素化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 三 低炭素まちづくり計画の作成に関する基本的な事項
 - 四 低炭素建築物の普及の促進に関する基本的な事項
 - 五 都市の低炭素化の促進に関する施策の効果についての評価に関する基本的な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（国の責務）

第四条 国は、都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、市街地の整備改善、住宅の整備その他の都市機能の維持又は増進を図るための事業に係る施策を講ずるに当たっては、都市機能の集約が図られるよう配慮し、都市の低炭素化に資するよう努めなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行う都市の低炭素化の促進に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、都市の低炭素化の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、都市の低炭素化の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、土地の利用、旅客又は貨物の運送その他の事業活動に関し、都市の低炭素化に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する都市の低炭素化の促進に関する施策に協力しなければならない。

第三章 略

第四章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定)

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

- 一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十三条第一項に規定する判断の基準を超え、かつ、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること。
- 二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。

- 6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十二項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。
- 7 建築基準法第十二条第七項及び第八項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十二項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。
- 8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第七十五条第二項から第四項まで又は第七十五条の二第二項の規定は、適用しない。

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第五十六条 所管行政庁は、認定建築主に対し、第五十四条第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条において「認定低炭素建築物新築等計画」という。）に基づく低炭素化のための建築物の新築等（次条及び第五十九条において「低炭素建築物の新築等」という。）の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第五十七条 所管行政庁は、認定建築主が認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていないと認めるときは、当該認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の取消し)

第五十八条 所管行政庁は、認定建築主が前条の規定による命令に違反したときは、第五十四条第一項の認定を取り消すことができる。

(助言及び指導)

第五十九条 所管行政庁は、認定建築主に対し、低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(低炭素建築物の容積率の特例)

第六十条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、低炭素建築物の床面積のうち、第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(以下略)

■エネルギーの使用の合理化に関する法律（抄）

昭和54年6月22日
条例第49号

第一章～第四章 略

第五章 建築物に係る措置等

第一節 建築物に係る措置

第一款 建築物の建築等に係る措置

第七十二条 略

（建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項）

第七十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等（同条第一号、第三号及び第四号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの（以下「特定建築物」という。）の所有者の判断の基準となるべき事項（住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）が住宅であつて政令で定めるもの（以下「特定住宅」という。）を新築する場合に係るものを除く。）を定め、これを公表するものとする。

2 略

第七十四条 略

（第一種特定建築物に係る届出、指示等）

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者（以下「第一種特定建築主等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のもの（以下「第一種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第一種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。）若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

二 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床について行う政令で定める規模以上の修繕又は模様替 当該第一種特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

三 第一種特定建築物への空気調和設備等の設置又は第一種特定建築物に設けた空気調和設備等についての政令で定める改修 当該空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を指示することができる。

3 所管行政庁は、前項に規定する指示を受けた者がその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、第二項に規定する指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、建築物に関し学識経験を有する者の意見を聴いて、当該指示を受けた者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5～7 略

（第二種特定建築物に係る届出、勧告等）

第七十五条の二 第一種特定建築物以外の特定建築物（以下「第二種特定建築物」という。）の新築（住宅事業建築主が第二種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。）若し

くは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築（前条第一項第一号に規定する増築を除く。）をしようとする者（以下「第二種特定建築主」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第七十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3～5 略

（登録建築物調査機関の調査を受けた場合の特例）

第七十六条 第七十五条第五項又は前条第三項の規定による報告をすべき者は、国土交通省令で定めるところにより、その報告に係る建築物の維持保全の状況について、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物調査機関」という。）が行う調査（以下「建築物調査」という。）を受けることができる。ただし、第七十五条第六項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から国土交通省令で定める期間を経過した後でなければ、当該建築物調査を受けることができない。

2～4 略

（以下 略）

■住宅の品質確保の促進等に関する法律（抄）

平成11年6月23日
条例第81号

第一章～第二章 略

第三章 住宅性能評価

第一節 住宅性能評価

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者

(以下「登録住宅性能評価機関」という。)は、申請により、住宅性能評価(設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準(第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。)に従って評価することをいう。以下同じ。)を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書(以下「住宅性能評価書」という。)を交付することができる。

2～3 略

(以下略)

■建築基準法（抄）

昭和25年5月24日
条例第201号

第一章 総則

第一条～第五条 略

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2～15 略

第七条～第十一条 略

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 略

- 3 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有す

る者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2～6 略

7 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第一項及び第三項の規定による報告に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する台帳を整備し、かつ、当該台帳（当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。）を保存しなければならない。

8 前項の台帳の記載事項その他その整備に関し必要な事項及び当該台帳（同項の国土交通省令で定める書類を含む。）の保存期間その他その保存に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）

第十八条 略

2 略

3 建築主事は、前項の通知を受けた場合においては、第六条第四項に定める期間内に、当該通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定（第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築について通知を受けた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項に規定する建築基準関係規定。以下この項及び第十二項において同じ。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該通知をした国の機関の長等に対して確認済証を交付しなければならない。

4～11 略

12 建築主事は、第三項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第三項の期間（前項の規定により第三項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

13～23 略

第十九条～第九十二条 略

（許可又は確認に関する消防長等の同意等）

第九十三条 特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関は、この法律の規定による許可又は確認をする場合においては、当該許可又は確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の同意を得なければ、当該許可又は確認をすることができない。ただし、確認に係る建築物が防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅（長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。）である場合又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合においては、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（建築主事又は指定確認検査機関が第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築について確認する場合において同意を求められたときは、同項の規定により読み替えて適用される第六条第一項の政令で定める建築基準法令の規定を除く。）で建築物の防火に関するものに違反しないものであるときは、第六条第一項第四号に係る場合にあつては、同意を求められた日から三日以内に、その他の場合にあつては、同意を求められた日から七日以内に同意を与えてその旨を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。この場合において、消防長又は消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限

内に、その事由を当該特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に通知しなければならない。

- 3 第六十八条の二十第一項（第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。
- 4 建築主事又は指定確認検査機関は、第一項ただし書の場合において第六条第一項（第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書を受理したとき若しくは第六条の二第一項（第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けたとき又は第十八条第二項（第八十七条第一項又は第八十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長に通知しなければならない。
- 5 建築主事又は指定確認検査機関は、第三十一条第二項に規定する屎（し）尿浄化槽又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第二条第一項に規定する特定建築物に該当する建築物に関して、第六条第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書を受理した場合、第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請を受けた場合又は第十八条第二項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、これを当該申請又は通知に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する保健所長に通知しなければならない。
- 6 保健所長は、必要があると認める場合においては、この法律の規定による許可又は確認について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べることができる。

（書類の閲覧）

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

（国土交通省令への委任）

第九十三条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

（以下略）